○関東地方整備局告示第二百八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十九年七月十八日

関東地方整備局長　泊　　宏

第１　起業者の名称　群馬県

第２　事業の種類　一般国道145号改築工事（上信自動車道・群馬県吾妻郡東吾妻町大字厚田字中村地内から同町大字岩下字田ノ原地内まで）並びにこれに伴う町道、農業用道路及び普通河川付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　群馬県吾妻郡東吾妻町大字厚田字中村及び字新井、大字三島字四戸、字万木沢、字唐堀、字十二平、字根古屋、字舟ノ沢及び字陣出並びに大字岩下字田ノ原地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、群馬県吾妻郡東吾妻町大字植栗地内の植栗インターチェンジ（仮称）から同町大字松谷地内の上信自動車道（八ッ場バイパス）との交差部までの延長約13kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道145号改築工事（上信自動車道）並びにこれに伴う町道、農業用道路及び普通河川付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道145号改築工事（上信自動車道）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、本体事業の施行により遮断される町道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。さらに、本体事業の施行により遮断される普通河川の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第２号に掲げる公共の利害に関係のある河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である群馬県は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、一般国道145号（以下「本路線」という。）は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）附則第３項の規定における改正前の道路法の規定による一級国道ではなかったことから、同項の規定により、本件区間の存する群馬県が改築を行うことができるとされており、また、起業者は、本件事業について、道路法第74条の規定による認可を受けていることなどから、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、群馬県吾妻郡長野原町を起点とし、中之条町、高山村を経由して、同県沼田市に至る延長57.2kmの路線である。

本路線は、吾妻地域の長野原町及び中之条町と北部地域の沼田市を南北に結び、また一般国道353号及び同17号を利用して、吾妻地域の長野原町及び中之条町と中部地域の渋川市を東西に結ぶ、主要幹線道路として地域社会を支える重要な路線である。

また、関越自動車道沼田インターチェンジ及び渋川伊香保インターチェンジへもアクセス出来る路線であることもあり、日本有数の生産量である吾妻地域のキャベツ等の物流、草津温泉等の温泉地及びスキー場等へのアクセスなど、広く利用されている路線である。

また、本路線は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき群馬県防災会議が策定した群馬県地域防災計画において、緊急輸送道路の一部として位置づけられている。

しかしながら、本件区間に対応する当該路線（以下「現道」という。）は、地域内交通と通過交通が輻輳していることから、一部区間において交通混雑が発生しており、平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、東吾妻町大字岩下地内で12,528台／日であり、混雑度は1.41となっている。また、自然災害による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通を分担することから、現道の交通混雑の緩和が図られるとともに、災害発生時の緊急輸送路が確保されるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成26年度に、同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準等を超える値が見られるものの、排水性舗装を行うことで環境基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり当該措置を講ずることとしている。

また、同調査によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に定める特別天然記念物のニホンカモシカ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であり、また、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているクマタカ、準絶滅危惧として掲載されているイモリ、トウキョウダルマガエル等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているトキホコリ、ミズマツバ、ミズオオバコ、準絶滅危惧として掲載されているナガミノツルキケマン、エビネ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息環境が広く残されていることなどから、生息環境への影響は小さいとされている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が16箇所存在するが、起業者は、群馬県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道における災害危険箇所を避けるとともに交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第３種第２級の規格に基づく２車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、３案による検討が行われている。ルートの決定に当たっては、社会的、技術的及び経済的諸条件に基づき、総合的に検討した結果、用地取得面積が最も少なく、施工性に優れ、全体事業費が最も廉価であることから、最も合理的である案を採用していると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う町道、農業用道路及び普通河川の付替工事についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。